

徴 管 2 — 3 8
令和 5 年 5 月 23 日

全国間税会総連合会
会長 片岡 直公 殿

国税庁
徴収部長 永田 寛幸
(官印省略)

プレプリント納付書の送付対象者の見直しについて（依頼）

税務行政につきましては、平素より特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

これまで、国税庁では、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」観点から、申告納期限の前に、振替納税やダイレクト納付の利用登録を行っていない方に対して、納付に必要な情報（住所・所在地や氏名・名称など）をあらかじめ印字（プレプリント）して納付書を送付してまいりました。

近年は、納税者の方の利便性向上の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずしてできる社会」の実現に向けて、申告から納付までの手続をより簡単・便利に行っていただけるよう、e-Tax を活用した税務手続の見直しに取り組んでおります。

国税の納付については、納税者の方の利便性の向上に加え、現金管理等に伴う社会全体のコストの削減する観点から、金融機関や税務署の窓口に赴く必要がなく、また、納付書を必要としないキャッシュレス納付の推進に取り組んでいるところです。

そのような中、令和 3 年度のキャッシュレス納付の利用割合は、全体の約 3 割となっておりますが、令和 4 年 12 月からは、新たなキャッシュレス納付の手段として、スマホアプリ納付を導入したほか、令和 5 年度税制改正において、ダイレクト納付の利便性の向上について措置されたところであります。今後、キャッシュレス納付の更なる利用拡大が期待されます。

これらの事情を踏まえつつ、行政コストを縮減させる観点から、令和 6 年 5 月以降、別紙のとおり、プレプリント納付書の送付対象者を見直すこととしましたので、御理解と御協力を賜りますとともに、改めて、キャッシュレス納付の更なる利用推進に向けて、貴会の会員の皆様に働きかけていただきますようお願い申し上げます。

本件につきましては、国税局及び税務署から、貴会の会員の皆様へ同趣旨のお願いをさせていただきますので、その旨併せてご周知いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

プレプリント納付書の送付見直し対象者

- ① e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方
- ② e-Taxにより申告書を提出している法人の方
- ③ e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望した個人の方
- ④ 次の納付書を使用しない手段により納付している法人及び個人の方

【納付書を使用しない手段】

- ・ ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)
- ・ 振替納税
- ・ インターネットバンキング等による納付
- ・ クレジットカード納付
- ・ スマホアプリ納付
- ・ コンビニ納付 (QRコード^(※))

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。